

「介護報酬改定による影響の確認」の際に注意すべき点

1 サービス提供体制強化加算について

算定要件が変更となったため、令和3年3月までの状況に関わらず、加算を算定する事業所は全て届出が必要となります（一部届出が不要な場合があります。詳細はホームページ添付資料「1. 加算項目が改定前にも存在した加算の取扱い」を御確認ください）。

2 リハビリテーションマネジメント加算について

（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）

算定要件が変更となったため、令和3年3月までの状況に関わらず、加算を算定する事業所は全て届出が必要となります（一部届出が不要な場合があります。詳細はホームページ添付資料「1. 加算項目が改定前にも存在した加算の取扱い」を御確認ください）。

3 個別機能訓練加算について（通所介護・地域密着型通所介護対象）

報酬改定により「個別機能訓練体制Ⅰ」「個別機能訓練体制Ⅱ」は廃止されました。

本加算を算定する場合、令和3年3月までの状況に関わらず、加算を算定する全ての事業所は届出が必要となります。

4 栄養マネジメント強化体制について（施設系サービス）

報酬改定により「栄養マネジメント加算」は廃止され、基本サービスとして行うこととなりました。本加算を算定する場合、令和3年3月までの状況に関わらず、加算を算定する全ての事業所は届出が必要となります。

5 LIFEの活用が要件となる加算について

報酬改定により、LIFEの活用が要件として含まれる加算が新設されました。詳細は別添1のとおりですので、御確認ください。

LIFEの活用等が要件として含まれる加算一覧（施設・サービス別）

別添1

	科学的介護 推進加算 (Ⅰ) 科学的介護 推進加算 (Ⅱ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	ADL維持等 加算(Ⅰ) ADL維持等 加算(Ⅱ)	リハビリテー ションマネジ メント計画書 情報加算	理学療法、 作業療法及 び言語聴覚 療法に係る 加算	褥瘡マネジ メント加算 (Ⅰ) 褥瘡マネジ メント加算 (Ⅱ)	褥瘡対策指 導管理(Ⅱ)	排せつ支援 加算(Ⅰ) 排せつ支援 加算(Ⅱ) 排せつ支援 加算(Ⅲ)	自立支援促 進加算	かかりつけ 医連携薬剤 調整加算	薬剤管理指 導	栄養マネジ メント強化加 算	口腔衛生管 理加算(Ⅱ)
介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○			○		○	○			○	○
介護老人保健施設	○			○		○		○	○	○		○	○
介護医療院	○				○		○	○	○		○	○	○

	科学的介護推進 加算	個別機能訓練加 算(Ⅱ)	ADL維持等加算 (Ⅰ) ADL維持等加算 (Ⅱ)	リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算 (A)口 リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算 (B)口	褥瘡マネジメン ト加算(Ⅰ) 褥瘡マネジメン ト加算(Ⅱ)	排せつ支援加算 (Ⅰ) 排せつ支援加算 (Ⅱ) 排せつ支援加算 (Ⅲ)	栄養アセスメン ト加算	口腔機能向上加 算(Ⅱ)
通所介護	○	○	○				○	○
地域密着型通所介護	○	○	○				○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)				○	○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○ (予防を除く)					
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○					
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	○							
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○							
看護小規模多機能型居宅介護	○				○	○	○	○
通所リハビリテーション(予防含む)	○			○ (予防を除く)			○	○
訪問リハビリテーション				○ (予防を除く)				